

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900394号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900042号

第1 結論

平成4年10月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年10月から平成6年3月まで

私は、時期は詳しくは覚えていないが、女性が自宅を訪ねて来て、国民年金への加入の必要性について説明を受けたので、国民年金の加入手続を行った。また、その時、女性から、「国民年金保険料は過去に遡って納付することができるが、どうするか」と聞かれたので、「もちろん」と即答した。

国民年金保険料は、改めて女性が自宅に来たときに納付したが、まとめて納付すると20万円かかると説明されたので、2、3回に分けて納付し、手書きの領収書を受け取ったと思う。

請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金被保険者資格に係るオンライン記録の入力処理年月日(平成6年8月12日)から、平成6年8月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間を含む平成4年7月から平成6年3月までの国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、請求期間直前の平成4年7月から同年9月までの国民年金保険料が平成6年8月5日に過年度納付されていることが確認できることから、同じく過年度納付が可能な請求期間の保険料を納付していたとしても特段不自然ではない。

さらに、請求者は、加入手続後、改めて自宅を訪れた女性から「まとめて納付すると20万円かかる。」と説明されたので、遡って納付可能な国民年金保険料を2、3回に分けて納付した旨陳述しているところ、請求期間直前の3か月分の納付済保険料を含む平成4年7月から平成6年3月までの期間の保険料合計額は21万3,300円となり、請求者が陳述する納付金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900397号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900083号

第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑨までの期間について、同表の第1欄に掲げる賞与支給日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑨までの期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑨までの期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③、⑦及び⑧の期間について、同表の第1欄に掲げる賞与支給日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③、⑦及び⑧の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成17年8月
③ 平成17年12月
④ 平成18年8月
⑤ 平成18年12月
⑥ 平成19年8月
⑦ 平成19年12月
⑧ 平成20年12月
⑨ 平成21年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑨までの期間の標準賞与額の記録がないことを知った。給与支給明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑨までの期間について、請求者から提出された請求期間①から③までの期間及び⑤から⑧までの期間の賞与に係る給与支給明細書、平成18年1月から同年12月までの期間及び平成21年1月から同年12月までの期間の給与に係る給与支給明細書、平成18年分給与所得の源泉徴収票、平成21年分給与所得の源泉徴収票及び金融機関から提出された請求者の給与振込口座に係るお取引推移一覧表並びに同僚から提出された給与支給明細書及び預金通帳（以下「給与支給明細書等」という。）により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、A社から賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間①から⑨までの期間の賞与支給日については、給与支給明細書等により、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までの期間の標準賞与額については、給与支給明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑨までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及び同社事業主からは、当該期間に係る請求者の賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③、⑦及び⑧について、給与支給明細書等により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間③、⑦及び⑧の標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間③、⑦及び⑧の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による標準 賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 による標準賞与 額
①	平成16年8月20日	84万円	84万円	84万円	
②	平成17年8月17日	100万円	100万2,000円	100万円	
③	平成17年12月27日	100万円	97万7,000円	97万7,000円	100万円
④	平成18年8月11日	120万円	117万2,000円	117万2,000円	
⑤	平成18年12月25日	135万円	135万円	135万円	
⑥	平成19年8月13日	150万円	150万円	150万円	
⑦	平成19年12月6日	150万円	146万5,000円	146万5,000円	150万円
⑧	平成20年12月24日	50万円	48万9,000円	48万9,000円	50万円
⑨	平成21年12月29日	20万円	19万1,000円	19万1,000円	

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900390号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900041号

第1 結論

昭和60年3月から昭和63年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年3月から昭和63年5月まで

請求期間の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について、私は自分では行っていないのでわからないが、私が前職を退職し、友人と共同経営の会社を立ち上げた昭和60年3月頃に私の妻が加入手続を行い、保険料を納付してくれた。昭和61年8月に株式会社を設立し、同社で昭和63年6月に社員を雇用したことを機に厚生年金保険に加入したが、厚生年金に加入していなかった請求期間の国民年金の加入記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が昭和60年3月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間において、請求者の国民年金の加入手続が行われていた場合には、請求者に対して国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という)が払い出されていたことになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったところ、請求者に対して、国民年金番号が払い出された形跡が見当たらず、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の妻は、請求者の国民年金の加入手続とともに、自身の国民年金の加入手続も行った旨陳述しているが、妻についても、請求者と同様国民年金に加入した形跡が見当たらない。

さらに、請求者及び請求者の妻は、国民年金に係る年金手帳は見たことがなく、厚生年金の手帳のみ保有している旨陳述しているところ、両人が保有している年金手帳には、いずれも厚生年金保険の記号番号は記載されているが、国民年金番号は記載されていない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900393号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900043号

第1 結論

昭和52年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年*月から昭和59年3月まで

私が20歳の頃、母から、私を国民年金に加入させたので、生活費とは別に国民年金保険料を渡すように言われたことがあり、保険料を毎月母へ渡していた。その後、母が自宅に集金に来た社会保険事務所(当時)又は市役所の職員へ私の国民年金保険料を納付していた姿を数回見たことがあるので、請求期間の保険料を納付してくれていたのだと思うが、その納付記録がなく、母が亡くなっているため当時のことは分からない。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る国民年金被保険者資格記録は、請求者が平成8年10月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年11月27日に入力処理されていることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記以外に別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成8年11月頃に初めて行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、上記請求者の国民年金番号が記載された年金手帳及びオンライン記録のいずれにおいても、請求期間は、国民年金に未加入の期間とされている。

さらに、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、既に亡くなっていることから、当時の事情を聴取することができず、請求期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。